

「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」の計画期間の延長について（概要）

1. 「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣保護管理計画」の概要と計画期間の延長について

ゼニガタアザラシは、北海道の襟裳岬から根室半島にかけて分布しており、戦後、肉や毛皮を利用するための乱獲や、生息環境の悪化に伴って、1970年代には全道で確認個体数が400頭未満までに減少し、平成10年度には環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類と評価された。

本種は1980年代以降、乱獲の減少、生息環境の回復及び各種保護事業により、個体数が増加傾向となり、平成27年度には、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に再評価された。ランクを移行したが、襟裳岬周辺では、本種の個体数増加に伴い定置網のサケを中心とした漁業被害が深刻な状況となった。一方で、本種は観光資源として利用されている側面もあり、漁業との共存が課題となっていた。

そのような状況を踏まえ、環境省では、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図るため、個体群管理、被害防除、モニタリング等の手法を確立することを目的に、平成28年3月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定した。

本計画の期間は平成31年3月31日までとなっており、本来であれば平成31年4月1日より、第2期の計画が開始されるところだが、昨年、一昨年と同地域においてサケ漁が記録的な不漁であったため、同計画による漁業被害軽減対策に係る効果が十分に検証できない状況である。

そのため、引き続き同計画に基づく被害軽減対策を継続し、必要な知見・データを収集した上で対策結果等を評価し、これを以て必要に応じて、見直し等を行い、第2期計画を策定するため、現行の計画期間を、1年間延長する。

2. 該当部分と内容

「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣保護管理計画」本文4ページの「4 計画の期間」中、「平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。」との記載を「平成28年4月1日から平成32年3月31日までとする。」に修正し、計画期間を1年延長する。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成30年9月	本件に係るパブリックコメントの実施
平成30年12月以降	変更計画の告示

（参考）特定希少鳥獣管理計画（法第7条の4）

特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業に深刻な被害を及ぼしている希少鳥獣について、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図るため、環境大臣が策定するもの。